

品川区外国人学校児童・生徒等保護者補助金交付要綱

制定 平成5年7月30日区長決定 要綱第57号

改正 平成24年8月31日区長決定 要綱第197号

(目 的)

第1条 この要綱は、外国人学校に在籍する児童・生徒等（幼級部幼児を含む。以下同じ。）の保護者に対して、その授業料の一部を補助し、もって保護者の教育費についての負担の軽減を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

① 外国人学校

学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第1項に定める各種学校で、同条第2項に基づき認可を受けた学校法人 東京朝鮮学園、学校法人 東京韓国学園および学校法人 東京中華学校の設置する学校をいい、同法に定める幼稚園・小学校および中学校に相当する児童・生徒等を教育するものをいう。

② 保護者

児童・生徒等の保護者のうち、品川区に居住し、当該年度の4月1日以降住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されているまたは記録されていた日本の国籍を有しない者であって、外国人学校に授業料を納入する義務を負っている者をいう。ただし、区長が特に必要と認める者は、その限りでない。

③ 授業料

外国人学校の学則で定める授業料をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、授業料を外国人学校に納入した保護者とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、児童・生徒等1人につき月額7,000円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、品川区外国人学校児童・生徒等保護者補助金交付申請書（第1号様式）を区長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請者が第2条第2号に規定する保護者であることを確認のうえ、申請書および関係書類を審査し、品川区外国人学校児童・生徒等保護者補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付決定通知を受けた申請者は、区長に請求書（第3号様式）を提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条に定める請求があったとき区長は、すみやかに補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

(代理人)

第9条 申請者は、申請・請求および受領に関する事務を区長の認める者に委任することができる。

2 第5条、第6条および第7条の規定は、前項の規定により委任を受けた者（以下「代理人」という。）にこれを準用する。この場合において、当該規定のうち「保護者」とあるのは「代理人」と、「第1号様式」とあるのは「第1号の2様式」と、「第3号様式」とあるのは「第3号の2様式」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 代理人は、補助金の交付の申請を行うときは、区長に保護者の委任状（第4号様式）を提出するものとする。

(補助金の配分および報告)

第10条 補助金の交付を受けた代理人は、すみやかにこれを保護者に配分し、配分後遅滞なく品川区外国人学校児童・生徒等保護者補助金配分実績報告書（第5号様式）を区長に提出するものとする。

2 前項の場合において配分不能な額があるときは、品川区外国人学校児童・生徒等保護者補助金配分返戻明細書（第6号様式）を添えて、当該配分不能の補助金を区長に返還するものとする。

(補助金に関する調査)

第11条 区長が、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた保護者もしくは、代理人に対して報告を求め、または実地に調査を行うものとする。

(決定の取り消しおよび返還)

第12条 区長は、保護者もしくは代理人が虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

付 則

1. この要綱は、平成24年7月9日から適用する。
2. 平成24年4月1日から適用日までの間、第2条第2項の規定の適用については、従前の例による。